

報告第7号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を次のとおり報告する。

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.77)	— (18.77)	△2.5 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」
- 2 括弧内は葉山町における早期健全化基準

令和7年9月3日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁



葉 監 第 21 号
令和 7 年 8 月 25 日

葉山町長 山 梨 崇 仁 様

葉山町監査委員 水 庫 正 裕
葉山町監査委員 石 岡 実 成

令和 6 年度健全化判断比率に対する審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された令和 6 年度に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年度財政健全化審査意見書

1 審査の種類

健全化判断比率等審査

2 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和7年8月4日から令和7年8月12日まで

4 審査の着眼点（評価項目）

財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかに着目して実施した。

5 審査の実施内容

財政健全化審査は、町長から提出された関係書類に基づき、関係職員等の説明を聴取して、慎重に審査を実施した。

6 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位%)

区 分	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	13.77
② 連結実質赤字比率	—	—	18.77
③ 実質公債費比率	△ 2.5	△ 2.7	25.00
④ 将来負担比率	—	—	350.00

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率が算定されないため「—」で表示する。

※ 将来負担比率は数値が算定されないため、「—」で表示する。

7 審査の意見

健全化判断比率は、いずれの数値も早期健全化基準を下回っている。なお、他の財務諸指標の数値にも充分留意のうえ、健全で適正な財政運営に向けて努力されたい。